

公告第405号

次のとおり制限付一般競争入札（郵便入札）を執行する。

令和8年1月27日

郡山市長 椎根健雄

第1 制限付一般競争入札に付する事項

- 1 件名 市有財産の売却
- 2 売却物件 次のとおり

その他詳細については、物件調書（物件番号R7-1）のとおり

物件番号	所在地	登記面積	最低売却価格
R7-1	郡山市熱海町熱海五丁目21番1	1,854.54m <sup>2</sup>	29,720,000円

3 売却条件

- (1) 落札者は、売却物件を本契約成立の日から5年間、次に掲げる用に供してはならない。  
ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用
- (2) 売却物件は、現況有姿での引渡しとなるため、敷地内にゴミ、樹木、草木等が存在する場合の撤去及び処分は、落札者が自らの負担で実施すること。
- (3) 売却物件に地下埋設物が存在した場合の撤去、処分等並びに土壤汚染があった場合の対応及び地盤改良工事等は、落札者が自らの負担で実施すること。（落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条に規定する消費者である場合を除く。）
- (4) 売却物件におけるその他の条件は、物件調書（物件番号R7-1）のとおりとする。

## 第2 入札書等提出期日及び開札場所等

### 1 入札書等提出期日及び提出先（郵送先）

- (1) 提出方法 配達日指定郵便
- (2) 提出期日（配達指定日） 令和8年3月11日（水）
- (3) 提出先（郵送先） 〒963-8799

郡山市朝日二丁目24-6

日本郵便株式会社郡山支店留 郡山市財務部公有資産マネジメント課

- (4) 郵便局窓口差出開始日 令和8年3月2日（月）
- (5) 郵便局窓口差出期限日 令和8年3月10日（火）

※ 配達日指定郵便は、郵送できる期間が限られているので、必ず差し出す予定の郵便局で事前に期日の確認をすること。

### 2 開札の場所及び日時

- (1) 場所 郡山市役所 別棟第5会議室
- (2) 日時 令和8年3月13日（金）午前10時

※1 開札は、本入札事務に關係の無い郡山市職員2人を立ち会わせて執行する。

※2 入札参加者は、開札を傍聴することができる。

## 第3 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加することができる者の資格は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する職員に該当しない者であること。
- 3 法人又は個人で、市税等の滞納がないこと。
- 4 役員等（法人の場合）又は本人（個人の場合）が、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難關係者と認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかつたものとみなす。
- 6 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定による政治団体及び宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定による宗教団体でないこと。

## 第4 入札参加の申込み

- 1 入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。）は、2の(2)に掲げる提出書類を市長に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに提出書類を提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、入札に参加することができない。

### 2 提出書類の受付

- (1) 期間及び場所等

ア 期間 令和8年1月27日（火）から令和8年2月27日（金）まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」と

いう。) を除く。)

- イ 時間 午前8時30分から午後5時15分まで (正午から午後1時までを除く。)  
ウ 場所 郡山市財務部公有資産マネジメント課 (郡山市役所本庁舎2階) において行う。  
(郵送等の取扱いは行わない。)

(2) 提出書類

ア 入札参加申請書 (第1号様式)

イ 誓約書

ウ 履歴事項全部証明書若しくは住民票抄本又はその写し。ただし、本公告日以降に発行されたものに限る。

(ア) 法人の場合は、法務局で発行された履歴事項全部証明書又はその写し

(イ) 個人の場合は、市区町村役場で発行された住民票抄本又はその写し

エ 納税証明書又はその写し。ただし、本公告日以降に発行されたものに限る。

具体的な提出書類については、別紙のとおり

オ 印鑑証明書若しくは印鑑登録証明書又はその写し。ただし、本公告日以降に発行されたものに限る。

3 確認結果の通知

入札参加資格の確認は、2に定める提出書類の提出期限をもって行うものとし、その結果は入札参加資格確認通知書 (第2号様式) により令和8年3月4日 (水) までに通知する。

第5 売却物件に対する質疑応答等

1 売却物件等の確認

物件調書 (物件番号R7-1) に概略を記載しているが、売却物件は現況有姿での引渡しとなるため、必ず事前に現地の確認を行うとともに、法令等に基づく規制や諸条件について関係機関に対する調査を行うこと。

また、現況と物件調書 (物件番号R7-1) の数量等が符合しない場合でも、現況を優先するものとし、落札者はこれを理由に契約を拒むことはできないものとする。

2 売却物件等に対する質疑応答

(1) 物件等質問書の提出

売却物件等に対する質問がある場合は、物件等質問書 (第3号様式) を令和8年1月27日 (火) から令和8年2月18日 (水) まで (市の休日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで (正午から午後1時までを除く。) に郡山市財務部公有資産マネジメント課 (郡山市役所本庁舎2階) に提出すること。(郵送等の取扱いは行わない。)

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、物件等回答書 (第4号様式) により、令和8年2月24日 (火) までに質問者に対して回答するとともに、郡山市ウェブサイトに掲載するものとする。

第6 入札の方法

1 入札書等の郵送方法等

入札書等の提出は、入札参加者の費用負担により次の郵送方法で提出すること。

(1) 入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、本公告第2に記載のとおり、日本郵便株式会社郡山支店留にして、令和8年3月11日 (水) を配達日に指定した上で (配達日指定郵便)、郵便局の窓口から郵送すること。

(2) 入札に使用する封筒は、長形3号封筒を使用することとし、入札書及び本公告第7により

納入した入札保証金の領収証書の写しを入れ、封筒の表面に入札用の封筒貼付用紙を貼り、入札参加者の住所、商号又は名称を記載した上で封印すること。（裏面の継ぎ目部分3か所に入札書に押印した印と同じ印で押印すること。）

※ 封筒貼付用紙は、郡山市ウェブサイトに掲載しているので、印刷の上使用すること。

(3) 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

## 2 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった額を入札書に記載すること。

## 3 入札に関する注意事項

- (1) 入札書には、入札日（郵便局差出日）、件名、物件番号及び所在地を記載すること。
- (2) その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）、郡山市市有財産売却に係る制限付一般競争入札実施要領及び郡山市市有財産売却入札参加者心得による。

# 第7 入札保証金

## 1 入札保証金の納入

- (1) 入札参加者は、施行令第167条の7第1項及び規則第24条の規定により入札保証金を納めなければならない。
- (2) 入札保証金の額は、1,486,000円とする。
- (3) 入札参加者は、郡山市が発行する納入通知書により、令和8年3月9日（月）までに、指定する金融機関において入札保証金を納入し、領収証書の写しを本公告第6の1の(2)により入札書と併せて郵送するものとする。

なお、郡山市が発行する納入通知書は、本公告第4の3の入札参加資格確認通知書と併せて送付する。

## 2 入札保証金の返還等

入札参加者は、入札終了後に、入札保証金返還請求書を郡山市財務部公有資産マネジメント課に提出するものとする。郡山市は、入札保証金返還請求書を受理した後、30日以内に返還する。その際、入札保証金には利息を付さないものとする。

なお、落札者が納付した入札保証金については、落札者が同意したときは、本公告第12の保証金の一部に充当を行う。

## 3 落札者が契約を締結しないとき

落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、市に帰属するものとする。

# 第8 入札の中止等

郵便事情等による事故又は不正な行為等により公正な入札が害されるおそれがあると認められるときは、入札の執行を延期若しくは中止することがある。

# 第9 入札の無効

- 1 本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 入札保証金を納付しない者又は入札書等を郵送する際に入札保証金の領収証書の写しを同封しなかった者の入札は、無効とする。

## 第10 落札者の決定等

- 1 落札者は、最低売却価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者とする。  
※ 落札者には、電話等により速やかに通知する。
- 2 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとし、くじ引きは次のとおり実施するものとする。
  - (1) くじになった場合には、開札日当日の午後1時30分からくじ引きを行うこととし、該当者にくじ引きの場所を連絡することとする。なお、時間については、該当者全員の承諾を得た上で変更する場合がある。
  - (2) くじ引きに代理人が出席する場合は、代理人は委任状を持参すること。
  - (3) 該当者が都合等によりくじ引きに参加できない場合は、入札事務に係の無い郡山市職員がくじを引くこととする。

## 第11 契約の締結及び契約書の作成

- 1 契約書は別添のとおりとする。
- 2 契約締結は、落札者の決定後、14日以内に行われなければならない。
- 3 契約書に貼り付けする収入印紙等、本契約の締結に必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

なお、契約書に貼り付けする印紙税額については、下表を参考とすること。

記載された契約金額	印紙税額
1千万円を超える5千万円以下のもの	10,000円
5千万円を超える1億円以下のもの	30,000円

- 4 入札から契約締結までの間に、落札者が次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
  - (1) 本公告中第3に掲げる資格のうち、1、3、4、5又は6のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 5 4の規定により契約を締結しなかった場合には、郡山市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

## 第12 契約保証金

- 1 契約保証金の納入
  - (1) 落札者は、規則第6条の規定により契約保証金を納めなければならない。
  - (2) 契約保証金は、売買代金の100分の10の額（千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）とする。
  - (3) 落札者は、郡山市が発行する納入通知書により、契約の締結と同時又はその直前までに、指定する金融機関において契約保証金を納入するものとする。
- 2 売買代金の一部への充当
  - 1により納付された契約保証金は、売買契約により、売買代金の一部に充当するものとする。その際、契約保証金には利息を付さないものとする。

## 第13 売買代金の納入及び所有権の移転等

- 1 売買代金は、契約締結後、郡山市が発行する納入通知書により、郡山市が指定する日（契約日の翌日から起算して24日目）までに、一括して納入するものとする。
- 2 所有権の移転は、売買代金が完納されたときとする。

- 3 所有権移転登記は、郡山市が行うものとする。
- 4 所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の履行に必要な一切の費用は、落札者の負担とする。なお、登録免許税については、次の金額を参考にすること。  
450,300円（本公告時点の額であるため、変更となる場合がある。）
- 5 落札者は、契約締結後、本公告第4の2の(2)のウの法務局で発行された履歴事項全部証明書若しくは住民票抄本を提出するものとする。（入札参加の申込み時に写しを提出した場合に限る。）

#### 第14 その他

その他不明な点については、郡山市財務部公有資産マネジメント課資産活用係（電話024-924-2051）まで問い合わせること。

別紙（公告第4の2の(2)のエ 納税証明書について）

令和8年1月27日付け公告第405号の第4の2の(2)のエにより提出を要する納税証明書は、次のとおりとする。

1 法人格を有する団体の場合は、本店、実際の売買に係る事務を取扱う支店等（以下「支店等」という。）の納税証明書又はその写しとし、次のとおりとする。

(1) 証明を必要とする税目は、下表の税目欄に掲げる全ての税目のうち、納税義務を有する税目とする。

(2) 提出書類及び証明年度は、下表の各欄に記載のとおりとする。

(3) 提出する納税証明書は、下表の納税証明書発行機関欄の区分ごとに記載した機関が発行した納税証明書とする。

(4) 証明日は、本公告日以降に発行されたものとする。

税目	提出書類	証明年度	納税証明書発行機関				
			区分				
			a 本店が実際の売買に係る事務を取扱う場合		b 支店等が実際の売買に係る事務を取扱う場合		
			a-1 本店が郡山市に所在する場合	a-2 本店が郡山市外に所在する場合	b-1 本店及び支店等が郡山市に所在する場合	b-2 本店が郡山市外、かつ、支店等が郡山市に所在する場合	b-3 本店及び支店等が郡山市外に所在する場合
ア 法人市町村民税	納税証明書 (各市区町村様式)	直近2年分	郡山市	本店の住所地の市区町村	郡山市	郡山市	支店等の住所地の市区町村
イ 固定資産税・都市計画税				※郡山市			※郡山市
ウ 軽自動車税	納税証明書 (税務署様式その3の3)	(年度区分無し)	郡山税務署	本店所管の税務署	郡山税務署	本店所管の税務署	本店所管の税務署
エ 法人税							
オ 消費税及び地方消費税							

※東京23区内の場合は、「ア 法人市町村民税」は「法人都民税」となる。また、「法人都民税」及び「イ 固定資産税・都市計画税」の納税証明書発行機関は東京都となる。

※a-2及びb-3の区分において、郡山市内に実際の売買を行わない支店等が所在する場合は、直近2年分の郡山市の納税証明書の提出も必要とする。

2 個人の場合は、申請者本人の納税証明書又はその写しとし、次のとおりとする。

(1) 証明を必要とする税目は、下表の税目欄に掲げる全ての税目のうち、納税義務を有する税目とする。

(2) 提出書類及び証明年度は、下表の各欄に記載のとおりとする。

(3) 提出する納税証明書は、下表の納税証明書発行機関欄に記載した機関が発行した納税証明書とする。

(4) 証明日は、本公告日以降に発行されたものとする。

税目	提出書類	証明年度	納税証明書発行機関
ア 個人市町村民税※1	納税証明書 (各市区町村様式)	直近2年分	住所地の市区町村
イ 固定資産税・都市計画税			
ウ 軽自動車税			
エ 国民健康保険税※2			
オ 申告所得税	納税証明書 (税務署様式その3の2)	(年度区分無し)	所管の税務署
カ 消費税及び地方消費税			

※1 東京23区内の場合は、「ア 個人市町村民税」は「個人都民税」となる。また、「イ 固定資産税・都市計画税」の納税証明書発行機関は東京都となる。

※2 「エ 国民健康保険税」について、国民健康保険料を徴収する市区町村にあっては、納税証明書の代わりに保険料の納付証明書等を提出すること。